

宇宙開発戦略本部の運営について(案)

宇宙開発戦略本部令(平成20年政令第251号)第2条の規定に基づき、宇宙開発戦略本部(以下「本部」という。)の運営について以下のとおり決定する。

1. 本部会合への参加者について

内閣官房副長官(3名)を本部会合に毎回参加させるものとする。

2. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

3. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

4. 配付資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。

5. 雑則

その他、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。